

東海市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月13日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第1号

東海市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

東海市税に関する文書の様式を定める規則（昭和59年東海市規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第27その2中

「

社会保険料		配偶者特別			控	老	扶養親族	該当区分	本人該当区分	繰越損失									
小規模企業共済		扶 養			配	配	特 定	同 老	16歳未満	その他	同 障	特 他	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	ひとり親	勤労学生	
生命保険料		基 礎																	
地震保険料		所得控除合計②																	
(摘要)																			

」

を

「

社会保険料		配偶者特別			控	老	扶養親族	該当区分	特	本人該当区分	繰越損失								
小規模企業共済		扶 養			配	配	特 定	同 老	16歳未満	その他	同 障	特 他	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	ひとり親	勤労学生	
生命保険料		特 定 親 族 特 別																	
地震保険料		基 礎																	
所得控除合計②																			
(摘要)																			

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市税に関する文書の様式を定める規則の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税については、なお従前の例による。